

# 川口市DV対策基本計画

川 口 市

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	2
2	計画の性格と位置付け	4
3	計画の期間	4
4	対象とする暴力	5
5	計画策定の経緯	7
	（1）国の動き	7
	（2）埼玉県動き	7
	（3）川口市の動き	8
6	川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題	9

## 第2章 計画の内容

1	計画の体系	15
2	施策の展開	16
	基本目標1 DV防止のための意識啓発	16
	基本目標2 被害者の発見と相談体制の強化	18
	基本目標3 被害者の安全確保と自立	21
	基本目標4 関係機関との連携協力	24
3	計画の推進	25

## 参考資料

1	計画策定までの経緯	29
2	関係法令等	30

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」\*1 という）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があつたとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識\*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

また、DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

本市では、平成25（2013）年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」\*3において、「基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「川口市DV対策基本計画」（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」\*4 という）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」）として位置付けました。また、平成28（2016）年7月には、川口市配偶者暴力相談支援センター\*5 を開設し、DV防止と被害者支援に積極的に取り組んでいます。

なお、被害者の多くは女性ではあるが、男性被害者も存在することから、この計画は女性、男性に関わらず対象となります。

今後も、関係各課・機関と連携を図りながら、本市におけるDV防止と被害者支援をより充実したものにするため配偶者暴力相談支援センター開設後の体制及び国・県の状況を踏まえた新たなDV対策基本計画を策定するものです。

#### \*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使われことが多い。なお、暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

**\*2 性別による固定的な役割分担意識**

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

**\*3 第2次川口市男女共同参画計画**

平成25（2013）年度に策定され、平成30（2018）年度に改訂された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

**\*4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

**\*5 川口市配偶者暴力相談支援センター**

配偶者暴力防止法\*4 第3条に基づき設置が都道府県に義務付けられ、市町村には努力義務となっている、被害者の支援を行う拠点施設。

## 2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、国の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」\*6に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」\*7の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」の課題7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

\*6 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針  
配偶者暴力防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

\*7 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）  
配偶者暴力防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即した都道府県基本計画を定めなければならない」とされていることから埼玉県のDV対策基本計画です。

## 4 対象とする暴力

「配偶者暴力防止法」において対象とする暴力は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手、さらにそれらを解消した相手から引き続き受けている暴力に限定されていますが、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力には身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、さらに子どもの目の前で暴力を振るうことも含まれます。

### 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの物理的な力を行使するもの  
例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある物で殴る・殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ばす・壁に叩きつける

### 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの  
例) 大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

### 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの  
例) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる・嫌がっているのに性行為を強制する。

### 経済的暴力

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪ったりするもの  
例) 外で働くなと言う・仕事をやめさせたりする。

## 社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例) 実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

## 子どもを利用した暴力

子どもの目の前で暴力をふるったり、子どもへの暴力をほのめかしたりするもの

例) 子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする。  
子どもに危害を加えると言って脅す。



## 5 計画策定の経緯

### (1) 国の動き

国では、DVの防止と被害者の保護を目的に、平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16(2004)年5月に1度目の改正が行われ、同年12月に施行とともに「基本方針\*6」が策定された。平成19(2007)年7月に2度目の法改正がされ、保護命令制度の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務として規定されました。その後、平成20(2008)年1月に「基本方針」が改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。さらに平成25(2013)年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

### (2) 埼玉県の動き

埼玉県では、「配偶者暴力防止法」の制定を受け、平成14(2002)年「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置づけました。

平成16(2004)年の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、平成18(2006)年度には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、平成29(2017)年3月には「第4次配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

### (3) 川口市の動き

本市では、平成24(2012)年に「川口市男女共同参画推進条例」を制定し、第7条(性別による権利侵害の禁止)の中で「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」ことを条文として定めました。また同条例の趣旨に基づき、平成25(2013)年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」において、「基本目標Ⅱ 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「配偶者暴力防止法」第2条第3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けました。

平成28(2016)年7月には、DV被害者の身近な相談窓口として川口市配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に取り組んでいます。

## 6 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題

### (1) 川口市の現状

#### DVに関する市民意識調査

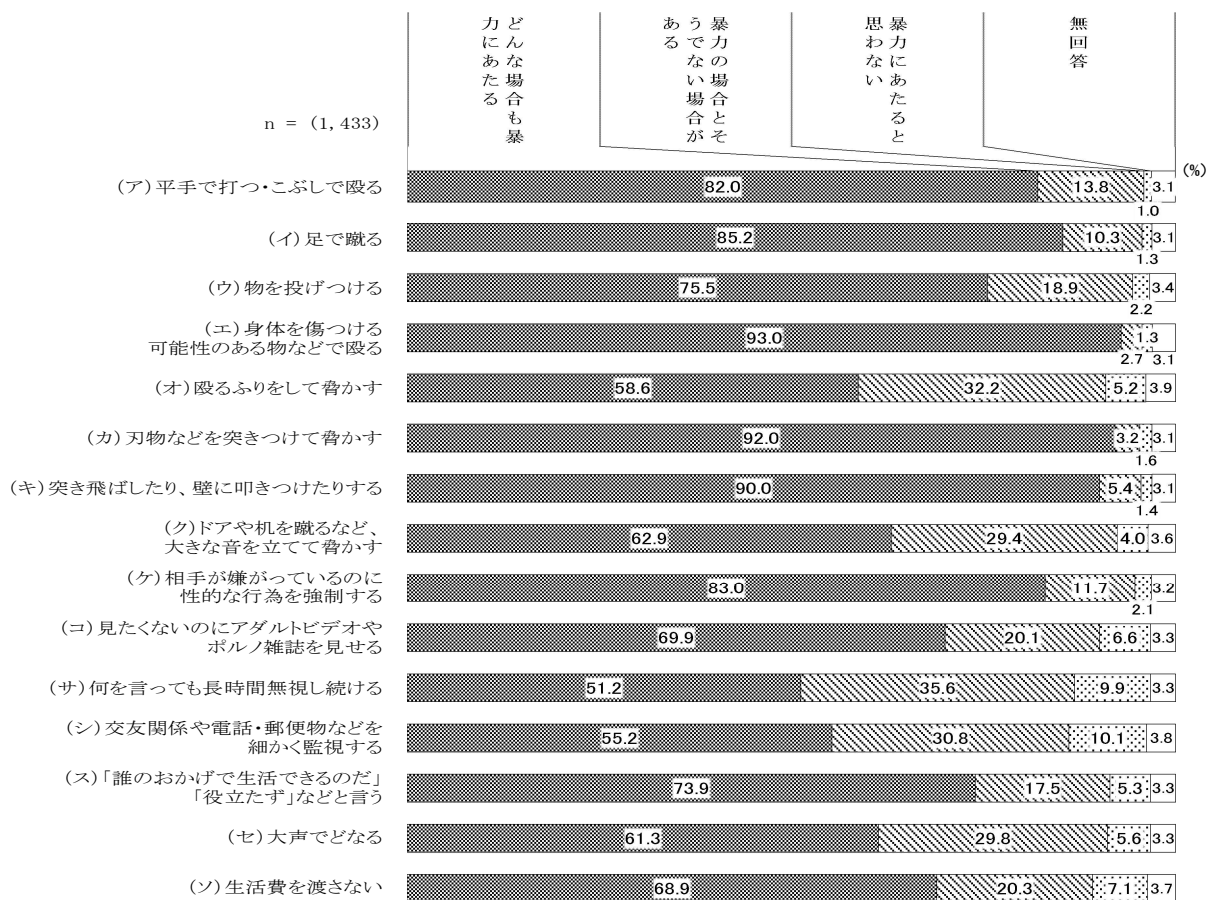
平成28（2016）年11月に実施した「川口市男女共同参画に関する市民意識調査」のうち、DVに関する回答結果は次のとおりでした。

##### 調査の概要

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の市民
- ・調査方法 4,000人を住民基本台帳から無作為抽出
- ・有効回答 1,433人

#### ①暴力にあたると思う行為

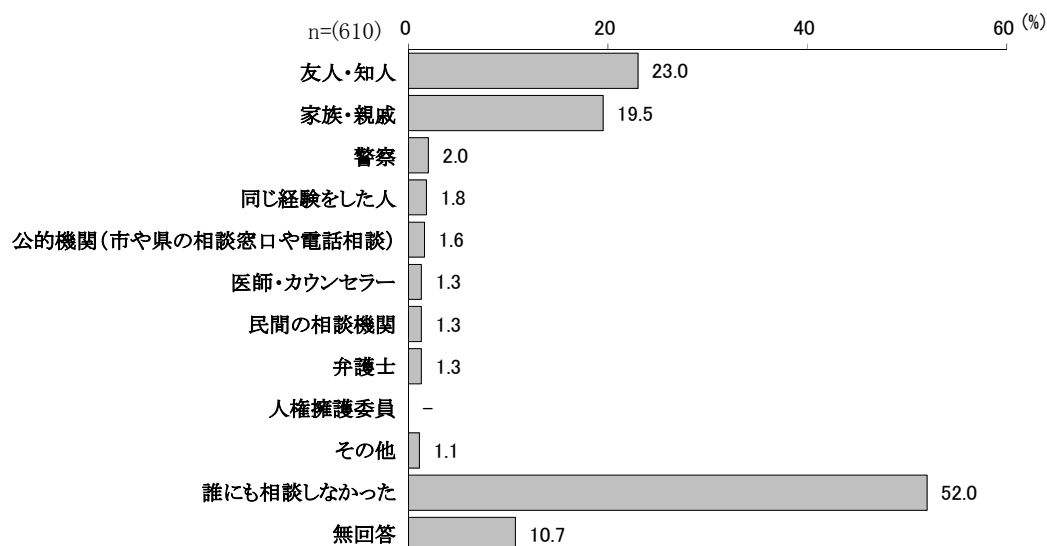
15の行為が暴力にあたるかどうか聞いたところ、「どんな場合も暴力にあたる」は[身体を傷つける可能性のある物などで殴る]が93.0%で最も高く、以下[刃物などを突きつけて脅かす]（92.0%）、[突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする]（90.0%）、[足で蹴る]（85.2%）、[相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する]（83.0%）の順で続いています。



## ②暴力を受けた際の相談先

暴力と思う行為を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が52.0%と過半数を占めています。相談した人の中では、「友人・知人」が23.0%で最も高く、次いで「家族・親戚」(19.5%)となっています。

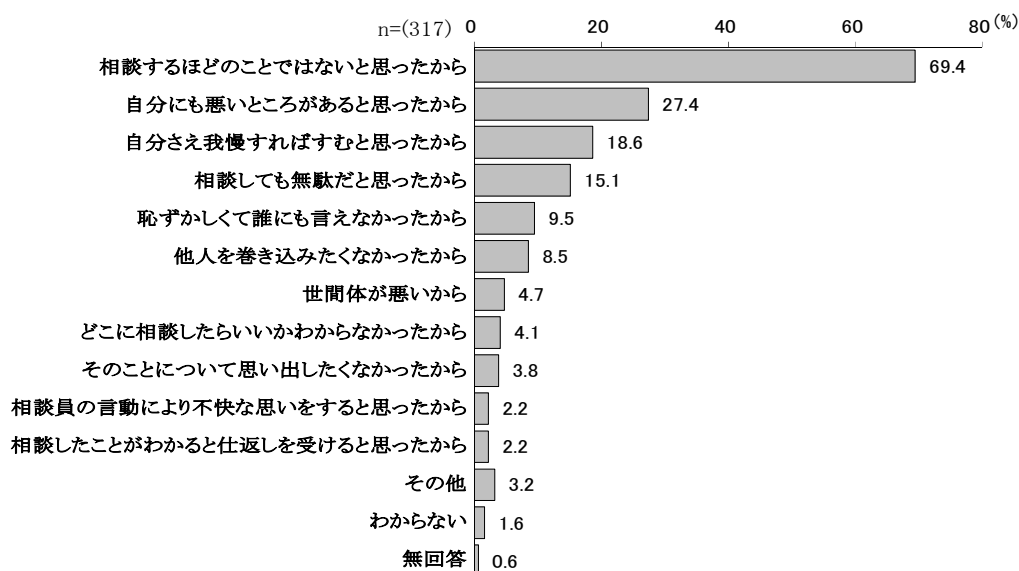
※暴力にあたる行為を受けた610人の回答



## ③暴力を受けた際、相談しなかった理由

暴力と思う行為を受けながら誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が69.4%で最も高く、以下「自分にも悪いところがあると思ったから」(27.4%)、「自分さえ我慢すればすむと思ったから」(18.6%)、「相談しても無駄だと思ったから」(15.1%)の順で続いています。

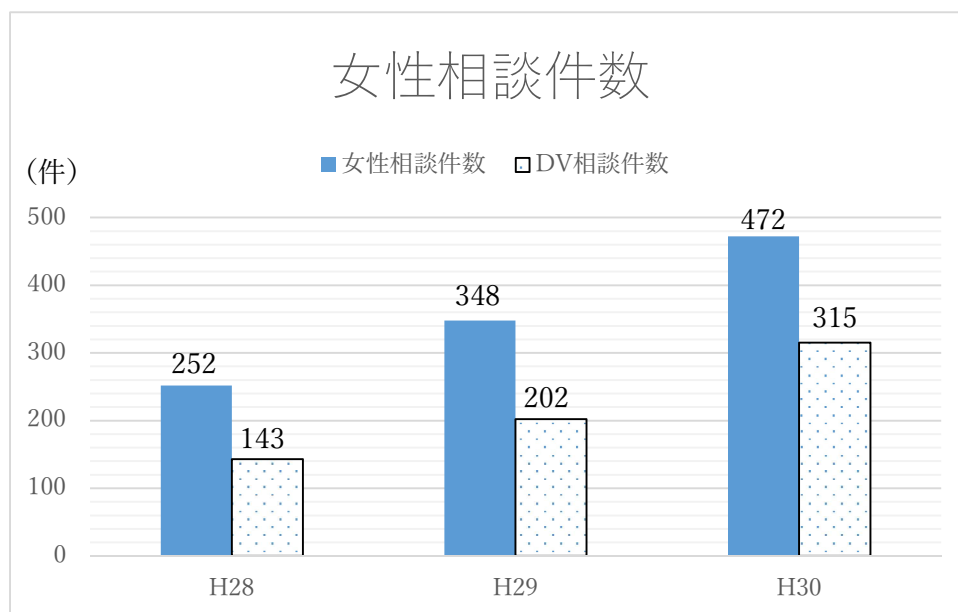
※相談しなかったと答えた方の317人の回答



## (2) 市における女性相談件数

平成28(2016)年7月に女性相談窓口(川口市配偶者暴力相談支援センター)を開設してからの調査件数です。

DVに関する相談件数は、増加傾向にあります。



※H28は7月から3月までの件数です。

## (3) 課題

DVに関する相談は、平成28(2016)年7月からの3年間の比較をみても増加傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果からは相談窓口の認知度が低いこと、また、暴力を受けていても、それが相談するほどのことでないと思っている人が多いことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化する恐れがあることが見てとれます。

このようなことから被害者の身近な相談窓口として、相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)の周知に努めます。

また、DV被害者の安全な生活に向け、被害の把握から保護、自立に至るまで、関係各課と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

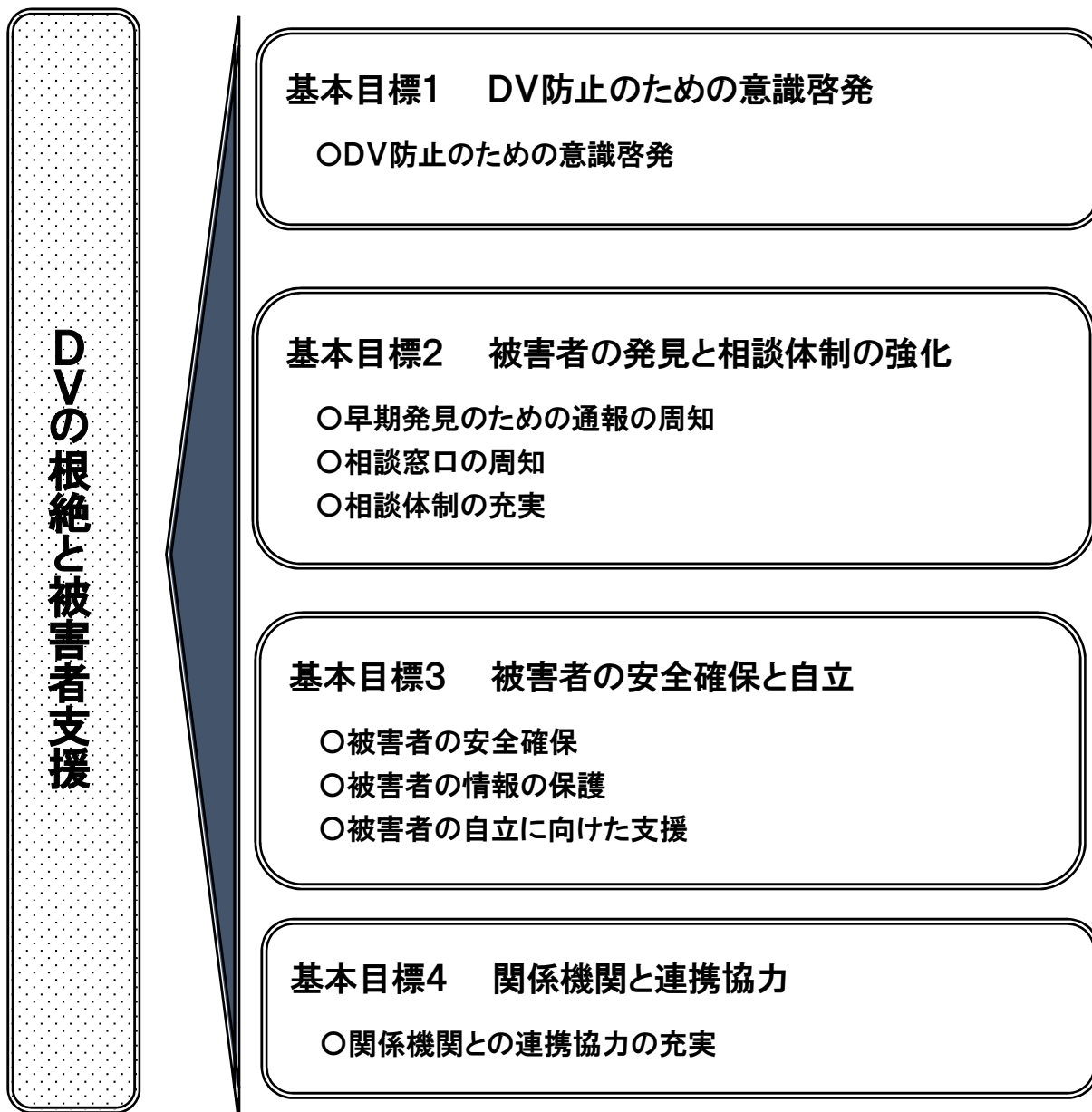


## 第2章 計画の内容





# 1 計画の体系



## 2 施策の展開

### 基本目標1 DV防止のための意識啓発

#### 《課題》

配偶者暴力防止法の施行に伴い、DVについての認知度は高まっていますが、DVの背景には「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識\*2があり、女性の経済的自立が妨げられるなど、社会構造的な問題があると言われていています。

また、DVは家庭内や個人的な関係において行われ、外部から発見が難しく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気がつかないうちに被害が深刻化し、被害者の救済が難しい状況になりがちです。

DVを防止するためには、こうしたDVが起こる背景や構造を理解し、DVの種類や特徴などについても正しい知識が得られるよう、意識啓発や教育を進めていくことが必要です。特に家庭内に暴力のある状況は、子どもたちの心を深く傷つけるだけではなく、問題解決の手段に暴力を用いることや、暴力を容認することを無意識のうちに学習させてしまう恐れがあると指摘されています。

暴力の世代間連鎖を防ぐためにも、保護者をはじめ、学校や地域に向けて、広く啓発活動をしていくことが重要です。

さらに暴力は重大な人権侵害であるとの認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりが必要です。

DVを防止するため、啓発資料の配布や、男女共同参画の情報紙への記事の掲載、イベントにおいてチラシの配布を行うなど啓発に努めます。

事業の概要	関係課
<p data-bbox="237 322 759 353"><b>施策① 男女共同参画社会への推進</b></p> <p data-bbox="349 371 1134 501">被害者の多くは女性です。その背景には性別による固定的な役割分担意識等の社会的な問題があげられます。</p> <p data-bbox="349 517 1134 647">男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる場において、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会に実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="349 707 603 739">◆情報紙への掲載</li> <li data-bbox="349 757 762 788">◆市のホームページへの掲載</li> <li data-bbox="349 804 1110 835">◆男女共同参画イベントや講演会をとおり啓発を行う</li> </ul>	<p data-bbox="1158 371 1310 403">協働推進課</p>
<p data-bbox="237 900 724 931"><b>施策② DV防止啓発事業の充実</b></p> <p data-bbox="349 949 1134 1124">DVとはどのようなものか、DVによりどのような状況におかれているのか、また、DVは犯罪であり重大な人権侵害であることについて、市民一人ひとりが身近な問題として考えてもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="349 1187 699 1218">◆情報紙への記事の掲載</li> <li data-bbox="349 1236 603 1267">◆DVパネル展示</li> <li data-bbox="349 1283 762 1314">◆ポケットティッシュの配布</li> <li data-bbox="349 1332 986 1364">◆職員は缶バッジに啓発シールを貼付し着装</li> </ul>	<p data-bbox="1158 949 1310 981">協働推進課</p>
<p data-bbox="237 1426 788 1458"><b>施策③ 教育の場における啓発の推進</b></p> <p data-bbox="349 1476 1134 1561">児童や生徒等に人権尊重の観点から互いを認め合い、男女共同参画社会についての考え方を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="349 1624 1018 1655">◆幼児用啓発紙「いろいろがたのしい」の配布</li> <li data-bbox="349 1673 890 1704">◆中学生用啓発紙「カラフル」の配布</li> </ul>	<p data-bbox="1158 1476 1310 1507">協働推進課</p>

## 基本目標2 被害者の発見と相談体制の強化

### 《課題》

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくく、DVを受けていることが分かっても相談しづらいため、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。

市民意識調査では、暴力を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が52.0%と過半数を占めており、相談しにくいのが現状です。

周囲の方がDVに気が付いた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなくてはならない」と配偶者暴力防止法第6条に規定されていますが、周知が図られていません。

川口市では平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援センターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設置し、DV被害の相談から自立支援に至るまで、様々な相談を受けております。

そのほか、母子の相談や地域保健センターの相談、教育相談等からDVが発覚し、DV相談につながる場合もあります。

配偶者暴力相談支援センターの設置後、相談件数は年々増加傾向にあります。

一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、必要な情報や支援が受けられるよう、様々な手段を使って川口市配偶者暴力相談支援センターを通じ案内を行っております。特に、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、外国籍の市民については、どのような状態で、どんな支援を望んでいるか、庁内関係各課と連携し対応しております。

どのような状況においても被害者の立場に立った相談と切れ目のない支援を行うよう、関係各課と連携しながら対応をしていきます。

事業の概要	関係課
<p>施策① 早期発見のための通報</p> <p>市民や医療機関及び福祉関係者、または子どもや被害者である保護者と接する機会の多い教職員や保育士、地域保健センターなどに配偶者暴力相談支援センターの周知に努める。</p> <p>◆配偶者暴力相談支援センターのチラシや啓発用カードを各課へ配布し、DV被害者へ手渡しをお願いしている。</p>	<p>市民相談室 生活福祉課 子育て相談課 保育入所課 地域保健センター 学務課</p>
<p>施策② 配偶者暴力相談支援センターの周知</p> <p>平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援センターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設置し、DV被害者の相談を受けている。</p> <p>◆市のホームページに掲載 ◆公共機関の女性トイレに啓発カードを設置 ◆学校や保育所にチラシの配布 ◆関係課相談窓口での周知</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>施策③ 相談体制の強化及び充実</p> <p>配偶者暴力相談支援センターと関係各課と連携し、DV被害者の相談体制及び連携の充実を図る。</p> <p>◆被害者の置かれている状況により、関係課と連携し対応する。 子どものいる場合や貧困女性、障がい者や高齢者、外国籍で通訳が必要な方など。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>男性被害者からの相談 相談件数が少ないものの、支援が必要となるケースもあるため相談を受ける体制を取っている。</p>	<p>協働推進課</p>

事業の概要	関係課
<p data-bbox="237 371 727 405">施策③ 相談体制の強化及び充実</p> <p data-bbox="336 421 1137 562">           加害者からの相談            加害者の相談は知識経験者の助言が大切なため、今後、調査研究を進める必要がある。         </p>	<p data-bbox="1153 421 1305 454">協働推進課</p>

### 基本目標3 被害者の安全確保と自立

#### 《課題》

被害者からの相談を受けている時点から、何よりも優先させなければならないのが被害者の安全確保です。特に身体的な暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察や児童虐待が疑われる場合は、児童相談所と連携した安全確保に努めなければなりません。

また、被害者の安全が脅されることのないよう、警察への相談や保護命令制度に関する情報提供など、適正な助言をすることが必要です。

さらに、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払うことも必要です。

被害者が加害者の元を離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧制限\*8や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難場所が加害者に特定されないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。

また、被害者に子どもがいる場合は、子どもに関する手続きについても情報管理の徹底を図るのも大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。

被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施設や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

#### \*8 住民基本台帳の閲覧制限

住民基本台帳支援措置の申出をおした場合、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限し、被害者の情報を保護する制度。

事業の概要	関係課
<p>施策① 相談時における安全確保のために</p> <p>被害者の相談は、加害者にわからないよう十分配慮し、相談場所を案内する。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>施策② 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応</p> <p>面談相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合は埼玉県婦人相談センターへ依頼をする。事情により一時保護が受け入れられない場合は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先等、適切な避難への対応を行う。</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>
<p>施策③ 被害者に関する個人情報の保護</p> <p>被害者の転宅にあたり住居地が加害者にわからないよう住民基本台帳の支援措置制度の説明を行う。 また税金関係や健康保険、年金などからも居場所が特定されないよう助言する。</p> <p>◆住民基本台帳事務における支援措置 ◆マイナンバー制度の危険性</p>	<p>協働推進課 市民課</p>
<p>施策④ 被害者の自立支援</p> <p>被害者の自立に向け、生活費の確保や子どもの就学など、様々な課題を抱えている現状を理解するとともに、メンタルケアを含め、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。さらに就労についても支援し、必要な情報を提供する。</p> <p>◆生活を支援するための各種制度の案内 ◆自立サポートセンターへの案内 ◆ハローワークへの案内</p>	<p>協働推進課 及び関係課</p>



事業の概要		関係課
施策⑤	保護命令制度の利用助言	協働推進課
	身体的暴力や命の危険や脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる保護命令制度*9 について情報提供と助言を行う。	
施策⑥	加害者からの追及に対する対応	協働推進課 及び関係課
	加害者の追及に対しては、関係した各課と連携し、情報の共有を行い、加害者の追及が執拗であれば警察と連携して安全確保に努めます。	

#### \*9 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れがある場合、裁判所が配偶者に対して被害者への接近禁止や住民からの退去などを命令する制度。

## 基本目標4 関係機関と連携協力

### 《課題》

被害者の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携し、協力する体制が必要です。川口市では「DV対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。

今後も、常に適切な被害者支援が出来るよう庁内連携を強化するとともに、他市町村から避難してきた被害者又は他市町村への避難する被害者への支援や引継ぎを適切に行う必要があります。

事業の概要	関係課
<p>施策① DV対策庁内連絡会議の充実</p> <p>DV相談または支援に関係する担当者による「DV対策庁内連絡会議」を開催するとともに、必要に応じて、関係各課との情報の共有化し連携を図ります。</p> <p>◆DV対策庁内連絡会議</p>	<p>協働推進課 関係各課</p>
<p>施策② 警察や埼玉県、他市町村等との連絡の強化</p> <p>被害者の安全を図るための警察の支援について理解し連携を図り、また、子どもへの虐待が疑われる場合は児童相談所も相互に連携協力した被害者支援を行います。</p> <p>被害者の避難に関係する他市町村との連携や引継ぎについても適切に行います。</p>	<p>協働推進課</p>

### 3 計画の推進

#### (1) 推進体制

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会議」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に関係する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、有識者や市民で構成する「川口市男女共同参画推進委員会\*10」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間をとおした取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の令和6（2024）年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、「配偶者暴力防止法\*4」や「基本方針\*6」、「埼玉県DV基本計画\*7」など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### (2) 現状から見えてきた推進課題

- 1 民間医療機関との連携
  - ・DV被害者の早期発見に繋げるため。
- 2 民間支援団体との連携
  - ・公的機関の支援に留まらず、民間支援団体のノウハウを活用。
- 3 加害者向けの更生プログラム
  - ・被害者支援の取り組みは進んでいるが、加害者更生はなかなか進まないのが現状。  
今後は国や県の動向を踏まえ検討していきたい。

#### \*10 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条に基づき、平成24（2012）年7月1日に設置された市の附属機関。基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議することを目的とする。



# 参考資料

1 計画策定までの経緯

2 関係法令等



## 1 計画策定までの経緯

### 川口市男女共同参画推進委員会

	月 日	議 題
第1回	平成30年11月2日(金)	DV対策基本計画の策定について
第2回	平成31年3月12日(火)	DV対策基本計画(案)について
第3回	令和元年6月28日(金)	DV対策基本計画(案)について
第4回	令和元年11月1日(金)	DV対策基本計画(案)に関するパブリック・コメント手続きについて
第5回	令和2年2月14日(金)	DV対策基本計画(案)に関するパブリック・コメント実施結果について

### パブリック・コメント

期 間	令和元年11月28日(木)～12月27日(金)
-----	-------------------------

### 男女共同参画庁内連絡会議

月 日	議 題
令和元年11月26日(火)	DV対策基本計画(案)について

### DV対策庁内連絡会議

月 日	議 題
令和元年7月19日(金)	DV対策基本計画の策定について

## 2 関係法令等

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

最終改正：令和元年6月19日 法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、

国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三

号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため

必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申

立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項

から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第 10 条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第 10 条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令

を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第二項(第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。  
(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。  
(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。  
(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。  
(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第 3 条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第一項から第四項まで、第 11 条第二項第二号、第 12 条第一項第一号から第四号まで及び第 18 条第一項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

#### 第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第一項（第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第一項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第二項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第一項第四号並びに第 14 条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加え

られ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年法律第 72 号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年法律第 28 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則（令和元年法律第 46 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

二 第 2 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第 3 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

三 第 2 条中児童福祉法第 12 条の改正規定（同条第 4 項及び第 6 項に係る部分並びに同条第 1 項の次に 1 項を加える部分に限る。）及び同法第 12 条の 5 の改正規定 令和 5 年 4 月 1 日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日

内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号

令和 2 年 3 月 23 日最終改正

## 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

## 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

## 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

#### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑法法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

#### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。



## 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支

援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられ

ることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### **(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組**

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### **8 保護命令制度の利用等**

#### **(1) 保護命令制度の利用**

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能ときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### **(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応**

##### **ア 警察**

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### **イ 配偶者暴力相談支援センター**

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

### **9 関係機関の連携協力等**

#### **(1) 連携協力の方法**

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### **(2) 関係機関による協議会等**

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### **(3) 関連する地域ネットワークの活用**

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的

かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### **(4) 広域的な連携**

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

#### **(5) 連携協力の実効性の向上**

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

### **10 職務関係者による配慮・研修及び啓発**

#### **(1) 職務関係者による配慮**

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### **(2) 職務関係者に対する研修及び啓発**

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上で、対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

#### **11 苦情の適切かつ迅速な処理**

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

#### **12 教育啓発**

##### **(1) 啓発の実施方法と留意事項**

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

##### **(2) 若年層への教育啓発**

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

#### **13 調査研究の推進等**

##### **(1) 調査研究の推進**

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支

援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

## **(2) 人材の育成等**

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### **1 4 民間の団体に対する援助等**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## **第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項**

### **1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価**

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### **2 基本計画の策定・見直しに係る指針**

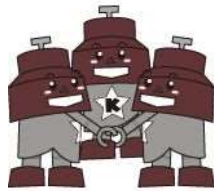
#### **(1) 基本計画の策定**

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### **(2) 基本計画の見直し等**

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。





川口市マスコット「きゅぼらん」

## 川口市DV対策基本計画

令和2(2020)年4月

発行 川口市 市民生活部 協働推進課

〒332-0015 川口市川口1-1-1

キュポ・ラ本館棟 M4 階

TEL 048-227-7605

FAX 048-226-7718

e-mail [040.01013@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:040.01013@city.kawaguchi.saitama.jp)